

事業所名【 】

防火・防災管理者() 情報収集連絡班長()
連絡員()
避難誘導班長 ()
誘導員()

- (1) 防火管理者等の指示に基づいて所定の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに防火管理者等へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- (2) 防火管理者等から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を(当該地域の避難地又は津波浸水の恐れのない地域等に)避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに防火管理者等に報告すること。

避難経路及び避難場所

(その他不測の事態)

第6 防火管理者等は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この津波対策どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、防火管理者等は直ちに班長及び班員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに防火管理者等にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第7 防火管理者等が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

(1) 情報収集・伝達に関する訓練

(2) 津波からの避難に関する訓練

(3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第8 防火管理者等が班長・班員及びその他の従業員(以下「班長等」という。)に対して行う教育は次による。

(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震及び津波に関する一般的な知識

(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4) 地震が発生した場合に班長等が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第9 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

(1) 地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(2) 正確な情報入手の方法

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(5) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識